

三菱UFJ年金ニュース【特別版】

最近の年金関連トピックス (厚年基金、公的年金等)

平成24年12月



三菱UFJ信託銀行

目次

1. 厚生年金基金制度に関する専門委員会	
1-1. 「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の設置	… P4
1-2. 第1回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催	… P5
1-3. 第2回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催	… P9
1-4. 第3回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催	… P11
1-5. 第4回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催	… P12
2. 指定基金の公表	… P16
3. 運用ガイドライン(通知)等の見直し	
3-1. 運用ガイドライン(通知)等の見直しに係る行政確認事項	… P19
3-2. 運用ガイドライン(通知)等の見直しに係るQ&A	… P23
4. 受給者減額関連	
4-1. 受給者減額を行う際の特例一時金支給による財政への影響	… P28
4-2. 12月12日付日経記事「中小の厚年基金 財政健全化 遅れ」 について	… P31
5. 平成25年度の予定利率の見込み	
5-1. 平成25年度の下限予定利率の見込み	… P34
5-2. 平成25年度の非継続基準の予定利率の見込み	… P35
6. 社会保障・税一体改革関連	
6-1. 社会保障・税一体改革関連(継続審議)法案成立	… P37
6-2. 第1回社会保障制度改革国民会議開催	… P39
7. 改正高年齢者雇用安定法の政省令・指針案の公表	… P41
8. 平成24年10月～平成24年12月の年金ニュース	… P43
9. 本資料関連の平成24年10月～平成24年12月のMUTB年金メール マガジン一覧	… P45

平成24年10月～12月(14日)の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

1. 厚生年金基金制度に関する専門委員会



1-1. 「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の設置

➤ 厚生労働省の第13回社会保障審議会年金部会が開催され、厚年基金制度の今後のあり方を検討するため、「厚生年金基金制度に関する専門委員会」を設置することが決定した。

～以下、メールマガジン「『厚生年金基金制度に関する専門委員会』の設置について」転載～

10月24日、厚生労働省の第13回社会保障審議会年金部会(以下「年金部会」)が開催され、「代行制度」をはじめとする厚生年金基金制度の今後のあり方を検討するために、「厚生年金基金制度に関する専門委員会」を設置することが決定されました。

- ・専門委員会の委員は年金部会委員より選出されました(委員長は年金部会長である神野氏が兼務)。
- ・委員には、学識者5名、労使代表で各2名が選出されており、基金関係者は含まれておりませんが、検討過程において関係者の意見聴取を行うものと思われます。
- ・専門委員会は、厚生労働省が提示する「厚生年金基金制度改革試案」について検討を行いますが、主な検討項目は以下のとおりです。
 - (1)代行制度の在り方
 - (2)持続可能な企業年金の在り方
 - (3)いわゆる「代行割れ問題」への対応
 - (4)その他
- ・一部委員から「専門委員会では、代行制度の廃止方法を検討するのか、存続も含めて検討するのか」という質疑があり、年金部会事務局(厚生労働省)からは「事務局からは議論のたたき台として方向性は提示させていただくが、結論まで拘束するものではない。大きな方向性は試案として出していく」との回答でした。
- ・なお、今後のスケジュールについては公表されませんでした。年内に専門委員会を5回程度開催したうえで年金部会としての成案を得、同成案に則した法案を次期通常国会に提出するものと思われます。

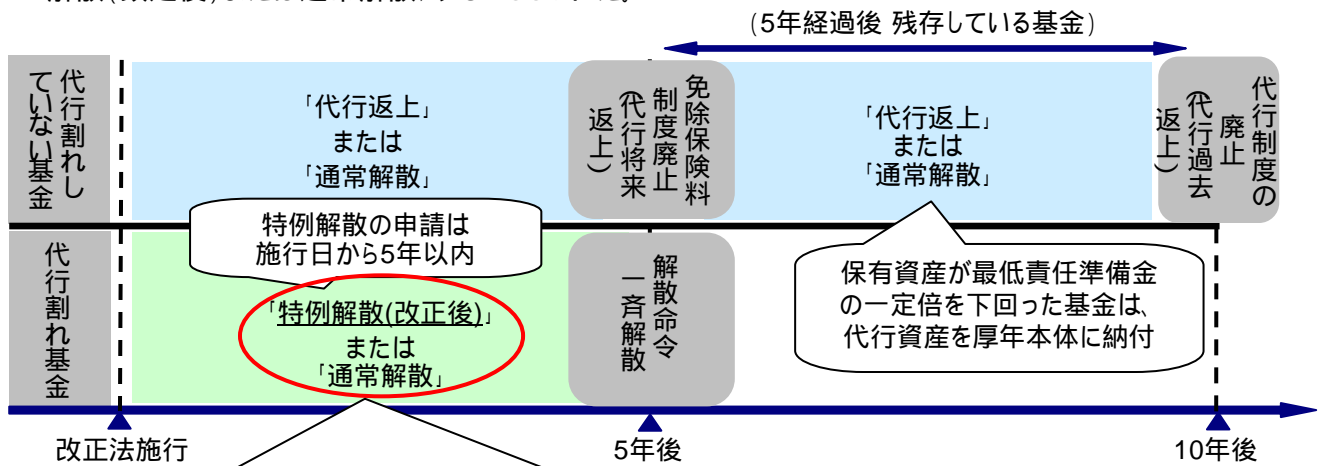
1-2. 第1回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催

➤ 第1回厚生年金基金制度に関する専門委員会が開催され、厚生労働省より「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」が提示された。

1. 代行制度の見直し

代行制度の段階的縮小・廃止

「代行割れしていない基金」は10年以内に代行返上または解散し、「代行割れ基金」は5年以内に解散（特例解散（改定後）または通常解散）することとされた。



- 代行割れ基金は、自ら(改正後)特例解散を申請する「自主解散」が基本。
- 「自主解散(=(改正後)特例解散)」の要件に合致し代行割れ度合いが大きい基金であって、「自主解散」の申請を行わない基金については、厚生労働大臣の指定に基づく「清算型解散」で解散を促進。
- 「自主解散(=(改正後)特例解散)」の要件に合致しない基金で、5年後に残存する基金は「解散命令」による解散。この場合、特例の適用はない。

最低責任準備金の計算方法の見直し

「代行給付費の計算に用いる係数(0.875)」を見直し、最低責任準備金の計算に用いる厚生年金本体の実績運用利回りについて「期ずれ」を調整する。

項目	現行	改正案
代行給付費の計算に用いる係数の見直し	一律0.875	・平成17年3月までの期間 一律0.875 ・平成17年4月以降の期間 受給者の年齢により以下の3つに区分 { 65歳未満: 0.69 65歳以上75歳未満: 0.96 75歳以上: 1.00 }
「期ずれ」の調整	1年9ヶ月の期ずれあり	最低責任準備金の計算に用いる付利率の「 期ずれ 」を解消 (実績運用利回りが確定している期間) 厚生年金本体の実績運用利回りをを用いる (実績運用利回りが確定していない期間) 厚生年金本体の基本ポートフォリオをもとに市場収益率による理論値を適用

1-2. 第1回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催

図1

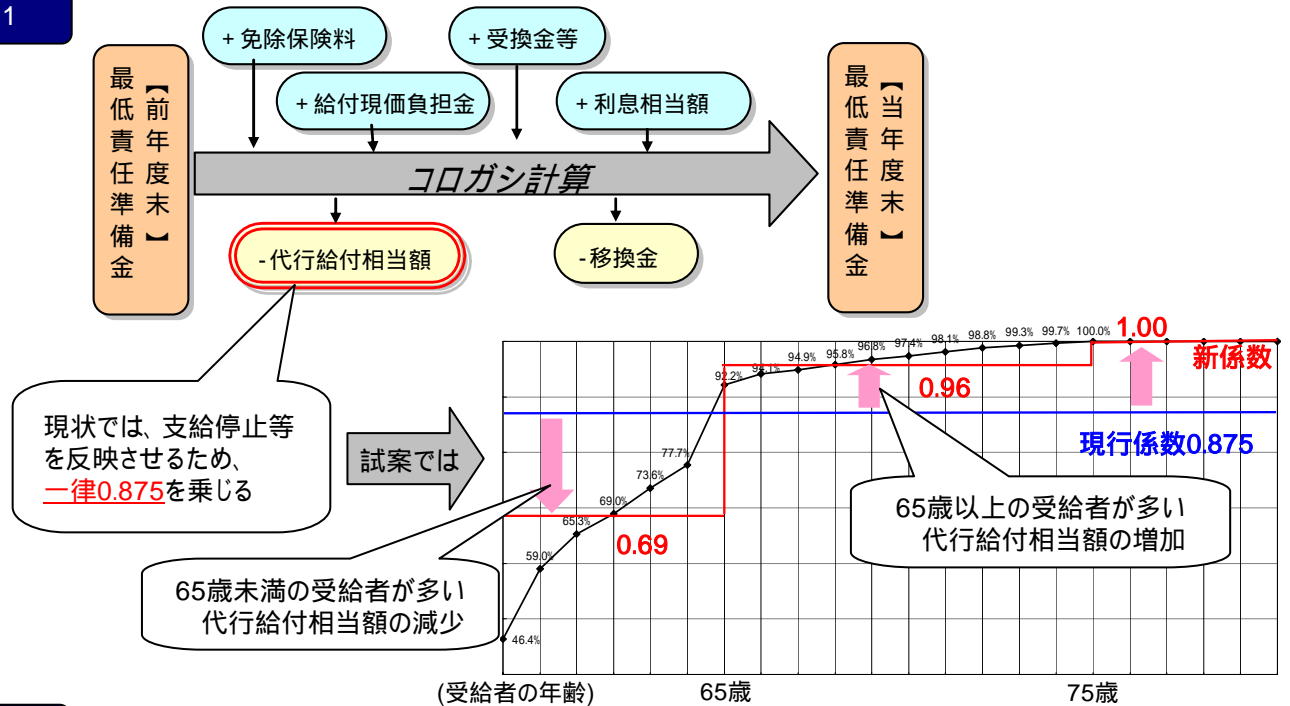
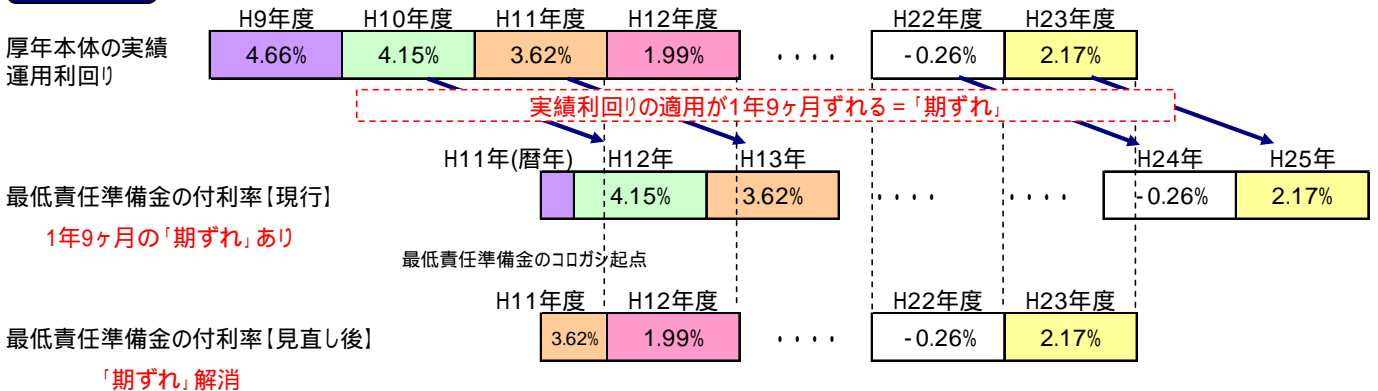


図2



10年間の移行期間中の制度運営の見直し

代議員会の議決や認可申請の「手続き要件」は緩和し、「解散の理由要件」は撤廃するとされた。

項目	現行	改正案
解散認可基準の緩和 (代行返上含む)	代議員会の議決	定数の3/4以上による議決
	認可申請の手続き要件	<ul style="list-style-type: none"> 全事業主の3/4以上の同意 全加入員の3/4以上の同意
	理由要件	(解散のみ)母体企業の経営悪化等
合併等の認可基準等の緩和	代議員会の議決	定数の2/3以上による議決
	その他	積立不足の償却期間は最長20年

改正案の追加事項:

- 解散認可基準の緩和: 理由要件は撤廃
- 合併等の認可基準等の緩和: 積立不足の償却期間は最長30年に延長

1-2. 第1回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催

2. 特例解散制度の見直し

特例解散制度の見直し

見直し後は、「現行の特例解散制度(一部見直し)」と「新特例解散制度」が並存。

「新特例解散制度」は「A案」と「B案」が示され、いずれの案に一本化する方針。

	現行特例解散制度 (一部見直しをして継続)	新特例解散制度	
		A案	B案
内容(特徴)	分割納付特例(原則5年、最長15年) 納付額特例(最低責任準備金と減額責任準備金相当額 ² のいずれか低い額とすることが可能)	分割納付特例の 最長納付期間15年をさらに延長	納付額特例について限度額を設定
適用条件 (解散審査会で審査)	分割納付特例 原則納付額が逓増しない、各事業主の負担方法が明確等 納付額特例 以下条件をいずれも満たすこと 成熟度等 掛金等収入に対して給付費等が超過(申出前年度)、または、代行保険料率が免除保険料率を上回る 掛金負担努力(申出前2年間) 適正な掛金設定を行なっている、または、上乗せ部分の掛金率が2.6%以上 給付抑制努力(例) ✓給付水準の引下げ ✓選択一時金の休止 ✓在職等の支給停止措置を適用	成熟度が著しく高く、存続が極めて困難な中で相当程度の運営努力を行ってきたこと 成熟度(施行前3年程度) 受給者数/加入員数が「2」を超えて推移 掛金負担努力(申出前2年間) 4%以上の特別・特例掛金を徴収・収納 給付抑制努力(申出前2年間) ✓上乗せ給付水準が代行の2割を下回る ✓選択一時金の休止・在職等の支給停止措置を適用 ✓受給者給付減額、または、受給者申出による支給停止を実施 その他(申出前2年間) 職員報酬引下げ、福祉事業の廃止等の事務費効率化実施	
納付期間	最長15年まで	最長納付期間延長	現行と同じ
厚生年金本体への納付総額 ¹ 図3参照	最低責任準備金と特例基準額(設立時からコロガシ計算)のいずれか低い額	現行と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 最低責任準備金と新特例基準額(保有資産+負担上限額³)のいずれか低い額⁴ 新特例基準額が現行特例基準額を上回る場合は、現行特例基準額の適用が可能
連帯債務の見直し	各事業所の連帯債務を見直し、解散時に各事業所の債務を確定し、各事業所が厚生年金本体に直接納付する仕組みとする(現行も見直し)		
分割納付にかかる利息	分割納付時の利息を固定金利とする(現行(厚生年金本体の運用利回り実績に応じて変わる変動金利)も見直し)		

1 保有資産が特例基準額または新特例基準額を上回る場合は、保有資産が納付額となる

2 基金設立時から厚生年金本体の実績運用利回りをを用いて計算した最低責任準備金

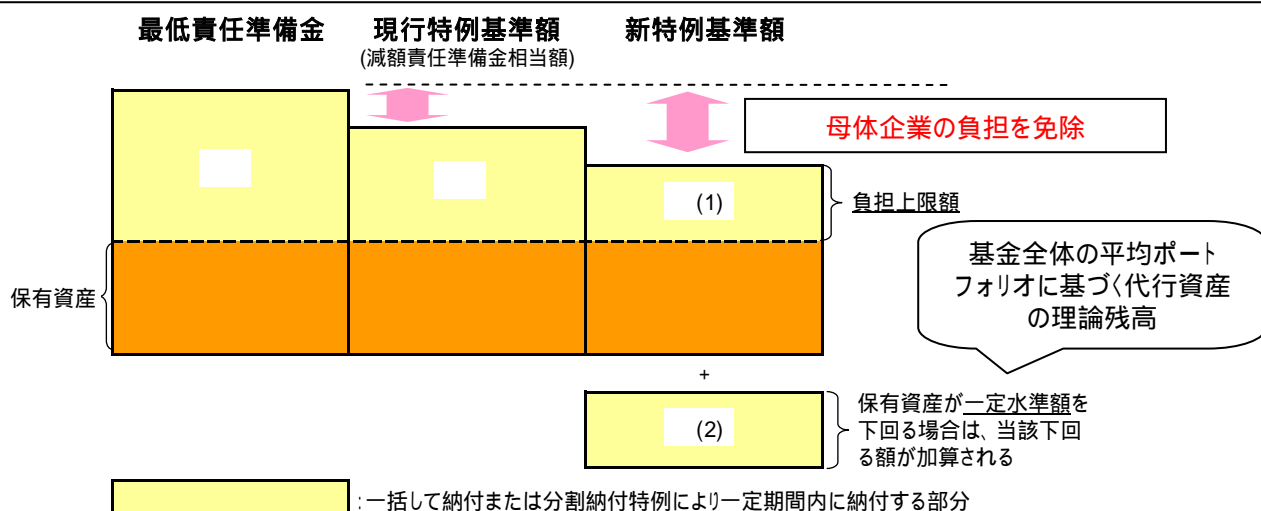
3 当該基金の給与総額×基金全体の上乗せ掛金率の平均(2.4%程度)×年(分割納付期間の最長期間(現行特例解散制度では15年)等を参考に設定予定)

4 保有資産が一定水準を下回る場合は当該下回る額を新特例基準額に加算する

1-2. 第1回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催

図3 厚生年金本体への納付総額イメージ

- 現行特例解散制度又は新特例解散制度(A案)の場合 $\text{納付総額} = \text{保有資産} + (\text{最低責任準備金}、\text{現行特例基準額}) \text{のいずれか低い方}$
- 新特例解散制度(B案)の場合 $\text{納付総額} = \text{保有資産} + (\text{最低責任準備金}、\text{現行特例基準額}、\text{新特例基準額}) \text{のいずれか低い方}$



特例解散制度適用の促進

厚生労働大臣が指定して解散を促す「清算型解散」を導入、「厚生年金基金解散審査会」を設置し検討プロセスを明確化するとされた。

3. 企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進

選択肢多様化	C B給付設計の弾力化	再評価率・年金給付利率の適用指数に「運用実績」を追加し、以下の緩和実施 { 再評価率 : 通年(加入～退職)で「0」以上(単年度マイナス可) { 年金給付利率: 「0」以上の利率を用いて算出可
	集団運用型DCの創設	企業単位で設置する資産運用委員会が運用方針・運用商品の選択肢を決定し、加入者等に提示(従業員の投資教育は不要)
移行支援措置	DB移行後の財政運営の特例	移行時の積立不足金の償却期間を30年に延長(申請期限は施行日から5年間)
	代行返上支援事業	連合会が実施している支払保証事業を、代行返上によりDB等に移行する場合の経費を支援する事業へと見直す(申請期限は施行日から5年間)
	代行資産の先行返還制度導入	代行将来返上基金について、年金記録整理等の事務手続きに先行して代行資産返還を可能とする(厚年本体の債権管理に伴うリスクを軽減)
	中小企業のDBへの移行支援	単独でDB設立が困難な中小企業が、基金解散の際に保有資産を事業所単位で既存のDBに移換し、簡易な手続きで加入することができる仕組みを導入 (加入員) 基金から当該DBに自動的に移行可能 (受給権者) 当該DBからの年金給付か一時金給付のいずれかを選択可能
	代行資産の現物納付	一定の条件の下で株式等の有価証券現物での納付も可能(現行同様: 保有資産の売却による市場への影響を緩和する観点)

1-3. 第2回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催

▶ 第2回 厚生年金基金制度に関する専門委員会が開催され、厚生労働省試案で提示された“特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応”について議論された。

～以下、メールマガジン「第2回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催について」転載～

11月19日、厚生労働省の「第2回 厚生年金基金制度に関する専門委員会」が開催され、厚生労働省試案で提示された“特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応”について議論されました。

まず、本日事務局(厚生労働省)から配布された資料の中で、以下の通り注目すべき内容が記載されていました。

「代行割れ」基金については、5年以内での「自主解散(注1)」又は「清算型解散(注2)」により解散を促進するが、5年経過後に残存する場合は、「解散命令」により一斉解散(その場合、特例解散制度は適用できない)とする。

新特例解散制度の適用条件(案)として、「成熟度」「掛金」「給付」「その他」の4指標が示された。なお、モラルハザード防止の観点から、「成熟度」については少なくとも施行前3年間程度の状況を見る、「掛金」「給付」「その他」については少なくとも解散前2年程度の状況を見とされた。

「成熟度」…存続の困難

成熟度(受給者数÷加入者数)が2を超えて推移してきたこと

「掛金」…負担努力

積立不足償却のために、対総報酬でみて、4%を超える掛金(事業所脱退時の一括徴収を除く)を徴収・収納してきたこと

「給付」…給付抑制努力

給付水準引下げを行い、上乘せ給付の水準が代行給付の2割を下回っていること

一時金選択の停止等による資産の一時的な流出の防止、在職老齢年金の支給停止措置等を行ってきたこと

受給者の給付の引下げ又は、受給者の申出による支給停止を行ってきたこと

「その他」…事務コスト抑制努力

職員の報酬の引下げ、福祉事業の廃止等事務費の効率化に取り組んできたこと

平成23年度決算ベースで、上記の適用条件(案)のうち「成熟度」を満たすのは12基金となる見込み。

次に、第2回専門委員会における、主な意見は以下の通りでした。

1-3. 第2回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催

・現行特例解散制度の見直し内容(各事業所の連帯債務の解消・分割納付に係る利息の固定金利化)については概ね賛成。

・新特例解散制度については賛否両論。主な意見は以下の通り。

(賛成)

(山口委員)

・厚生年金基金制度は廃止のステージに立っており、解散促進の環境整備が必要。

・特例解散制度の「適用条件を緩和」して、スピーディーに「適度な負担」で対応する必要がある。

・具体的には、現行の納付額特例における付利率を引下げる、という計算の前提の見直しにより、元本相当額は必ず負担させることにすれば、厚生年金被保険者等に対しても納得感があるのではないかと。

(宮本委員)

・(代行部分の)積立不足について自己責任とするのは賛成。

・ただし、中小・零細企業の現況を踏まえた対応が必要。

(反対)

(森戸委員)

・制度廃止ありきであれば、負担上限を設ける必要はない。

・仮に新特例解散制度を設けるのであれば、基金ごとに状況は異なることから、より広い選択肢を設けるべき。

(花井委員)

・連帯債務の解消・分割納付に係る金利固定化で十分であると考え。

・新特例解散制度において、納付期間延長は企業存続リスク、負担上限額は本体負担リスクが存在し、本当に必要なか疑問。

(柿木委員)

・適用条件が限定的になるのであれば、公平性・(過去に完済した基金との)整合性の観点から、新特例解散制度の必要性に疑問。

・ただし、納付期間延長により確実に負担できるようになるのであれば、意義はある。母体企業の資金調達への配慮を検討して欲しい。

なお、その他の意見として、基金制度の財政状況がこのような状況に至るまでの、厚生労働省や地方厚生局などの行政側の監督責任の所在についても意見が出ました。

最後に、神野委員長から以下のまとめの言葉がありました。

・政治は流動的だが、当委員会は残り2テーマの議論と関係者のヒアリングを年内にやり遂げる。

・まとめは年明けに、政治状況も睨みながら行う。

(注1)代行割れとなっている基金が厚生労働大臣に特例解散を申請し、認可を受けることにより解散する方法。

(注2)代行割れの度合いが一定率以上である等の要件を満たし、かつ、自主解散の申請を行わない基金について、厚生労働大臣が第三者委員会の議決を経て指定を行い、一定期間内に解散を促す仕組みに基づいた解散方法。

1-4. 第3回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催

➤ 第3回 厚生年金基金制度に関する専門委員会が開催され、「企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進」および「代行制度の見直し」について議論された。

～以下、メールマガジン「第3回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催について」転載～

11月27日、厚生労働省の「第3回 厚生年金基金制度に関する専門委員会」が開催され、厚生労働省試案で提示された「企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進」および「代行制度の見直し」について議論されました。

【「企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進」について】

全般的には厚生労働省試案への賛意が示されましたが、公的年金制度と企業年金との役割分担を先に整理すべきとする意見、中小企業に限定して緩和すべきとする意見、また、中小・零細企業が運営(または移行)しやすい制度作りが必要とする意見が寄せられました。

また、DC年金における制度改善要望(拠出限度額引上げ、中途脱退要件の緩和、マッチング拠出の要件緩和)を求める意見もありました。

一方で、厚生労働省試案にて提示された「集団運用型DC」については、「投資教育を不要とする」内容等に対し、問題点を指摘する意見が多く寄せられました。

【「代行制度の見直し」について】

第1回専門委員会以来、厚生労働省が示した「代行制度の廃止」の方向性を支持する意見が多かったものの、本日の議論では、森戸委員から

- ・一定の基準を満たす基金については今後も存続を認めてよいのではないか。
 - ・厚年基金制度はこれまで、終身給付が原則であるなど受給権保護の度合いも高く、税制優遇もあり、良い制度だとしてきたはず。それなのに財政状態も良好な基金まで廃止するというのは、手のひら返しではないか。
 - ・厚年基金を廃止することで、代行メリットの喪失により、企業年金を実施しなくなる事業主もあると考えられ、ひいては「代行割れ」していないのに給付が減少する人も出てくるのは問題であり、結果として、社会的コストが想定以上に膨らむリスクがあるのではないか。
- 等の意見がありました。

また、柿木委員からは

- ・民間の年金の専門家からも、代行制度の持続可能性について、定量的なデータに基づいた見解を聴きたい。
- 等の意見がありました。

対して、山口委員からは、

- ・平成11年以降、最低責任準備金は算出方法を変更しており、将来の代行給付を確保できる水準ではない。
 - ・厚年基金と厚生年金本体は財政上不可分であり、本体への影響を鑑みると廃止すべき。
- 等の意見がありました。

「代行制度の廃止」については駒村委員、宮本委員、伊藤参考人(花井委員代理)も賛意を示しておりました。

1-5. 第4回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催

➤ 第4回 厚生年金基金制度に関する専門委員会が開催され、関係団体からのヒアリングが行われた。

～以下、メールマガジン「第4回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催について」転載～

12月10日、厚生労働省の「第4回 厚生年金基金制度に関する専門委員会」が開催され、関係団体(企業年金連合会・全国総合厚生年金基金協議会・企業年金連絡協議会・全国中小企業団体中央会)からのヒアリングが行われました。

各団体とも「厚年基金制度の一律廃止」には反対の姿勢を示し、制度存続の選択肢を残すよう求めました。なお次回の専門委員会は、年明けに行われる予定です(日程等は未定)。

各団体からの意見・要望のポイントは概ね以下の通りです。

1. 企業年金連合会 ～厚生労働省試案に対する意見～

厚生労働省の議論の進め方に異議あり。

有識者会議報告で「両論併記」とされた厚年基金制度の存廃問題について、一律廃止方向での議論となっており遺憾である。事業主・加入者・受給者等の生の声を聞くべき。

厚年基金制度の一律廃止には反対。

約70%の基金が継続基準を満たしており、ルールが悪いのであれば、まずは財政運営基準を見直すべき。制度の維持が真に不可能なのか、きちんと議論すべき。

厚年基金制度の廃止問題は、社会保障・年金制度全体の中で議論すべき。

制度廃止後に新制度に移行できる制度は限定的と思われる。企業年金は老後所得保障の柱であり、一度やめたら再生は困難。我々は覚悟の上で反対意見を表明している。

2. 全国総合厚生年金基金協議会 ～基金制度一律廃止に対する意見～

厚年基金制度の一律廃止には反対。

有識者会議では多数が厚年基金存続であった。これを無視した厚生労働省の議論の進め方は誠に遺憾。財政状況に応じた議論を求める。

厚年基金といっても財政状況には幅がある。代行割れ問題への対応と厚年基金制度の存在意義とは区別して議論すべき。

最低責任準備金算定方法の変更について、更なる対応を求める。

期ズレ解消には賛成。係数0.875の見直し根拠が不明。7号方式での対応を実務上可能としてほしい。

給付現価負担金に関する誤解を早急に解いてほしい。

1-5. 第4回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催

3. 企業年金連絡協議会 ~ 厚生労働省試案に対する意見 ~

厚年基金制度の一律廃止には反対。

加入者・受給権者の財産権・受給権を守るべき。

制度移行は労使合意によることが鉄則である。

特例解散制度の見直しは、「負担上減額の設定」を除いて評価。

最低責任準備金算定方法の変更について、更なる対応を求める。

期ズレ解消には賛成。係数0.875の見直しについては、実態に則した更なる検討を求める。

給付現価負担金に関する確認と、交付ルールの見直しを求める。

企業年金の持続可能性を高める施策の提言として、新ハイブリッドプランに係る5つの提言を説明

4. 全国中小企業団体中央会 ~ 厚生年金基金制度について ~

全国石油業厚生年金基金協議会 ~ 厚生労働省試案に対する要望 ~

全国トラック総合年金基金連合会 ~ 厚生年金基金制度に関する要望 ~

関東六県電気工事業厚生年金基金

厚年基金制度の一律廃止には反対

その他、中小企業の厳しい状況を踏まえて、制度存続の選択肢を求めるとともに、解散要件の緩和等を求める。

5. その他の議論

前回の専門委員会での給付現価負担金の説明内容 について、本日の会合において訂正や再説明を求める意見・要望があり、山口委員から以下の補足説明。

・厚年基金制度は事前積立方式であり、財政上、給付現価負担金の制度がないと収支均衡しない。

・有識者会議の資料にもあったが、過去期間代行給付現価と最低責任準備金の差が10兆円ある。
これは相当な金額である。

・基金は事前積立方式であるのに対して、本体の財政方式は徐々に賦課方式へ移行しており、また本体の資産は徐々に減り続けている。

・その中で10兆円を本体から基金へ移す正当性を本体の被保険者に説明し切れないのではないかと。

・コンセンサスがあれば何ら問題ないが、正当性を納得してもらおうロジックが見出せない。

・以上のことを踏まえて、前回の専門委員会では、本体の立場から議論すべきという趣旨で説明した。

・なお、基金側の立場から見れば、財政上の考え方として各団体の理解は正しい。

さらに事務局からは、以下の通りの発言がありました。

・給付現価負担金については、本体財政にも関係する重要な問題であるので、次回以降きちんと説明するよう資料等の手配をする。

1-5. 第4回厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催

(ご参考: 前回の専門委員会での山口委員の説明内容)

- ・厚生年金本体から基金に対して、給付現価負担金を払ってまでして基金制度を支える意義、理由は厚生年金本体側には無い。
- ・最低責任準備金は給付の現在価値と等しくなく、存続可能な基金が給付を続けても給付原資はいずれ枯渇する。
- ・基金は厚生年金本体から受け取る給付現価負担金を給付に充てる。基金という存在は何か。単に本体の給付代行機関という存在か。

2. 指定基金の公表

2. 指定基金の公表

- 指定基金が公表された。
- 平成24年度に新たに指定された18基金を含め、全97基金が指定基金とされた。

1. 指定基金について

項目		内容
指定対象基金		以下のいずれかに該当する厚年基金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定年度¹の前3事業年度連続で 純資産額 < 最低責任準備金 × 0.9 ・ 指定年度の前事業年度末に 純資産額 < 最低責任準備金 × 0.8
健全化計画	健全化のための具体的措置	代議員会の議決を経た上で記載することを原則とするが、「具体的措置を実施すること及び実施時期」の「見込み ² 」を記載することは差し支えない
	最低責任準備金付利率	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り
	年金資産の利回り	以下のいずれか大きい率を上回らないこと 基金の運用実績の過去5年平均 計画作成時の最低積立基準額の算定利率 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り
	申請時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定年度の2月末日までに地方厚生局に提出 ・ 指定年度の2月末日までに提出することが困難な場合には、その旨を地方厚生局に報告し、遅くとも、指定年度の翌年度の9月末日までに管轄の地方厚生局に提出
	承認基準 ³	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的措置の実施が見込まれ、基金の財政の健全化が見込まれる場合には承認する ・ 例えば、指定年度の前年度に比べて、健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇すること
	様式	財政健全化計画 健全化計画に基づく財政見通し

1 指定する日の属する年度(決算年度+1年度)

2 見込みを記載する場合であっても、健全化計画は、あくまでも、基金の財政の健全化を図ることを目的としたものであることに十分留意すること

3 財政健全化の目標は、最低責任準備金の9割相当の資産の確保であり、各基金の健全化計画が承認されるか否かについては個別性が高いと考えられる

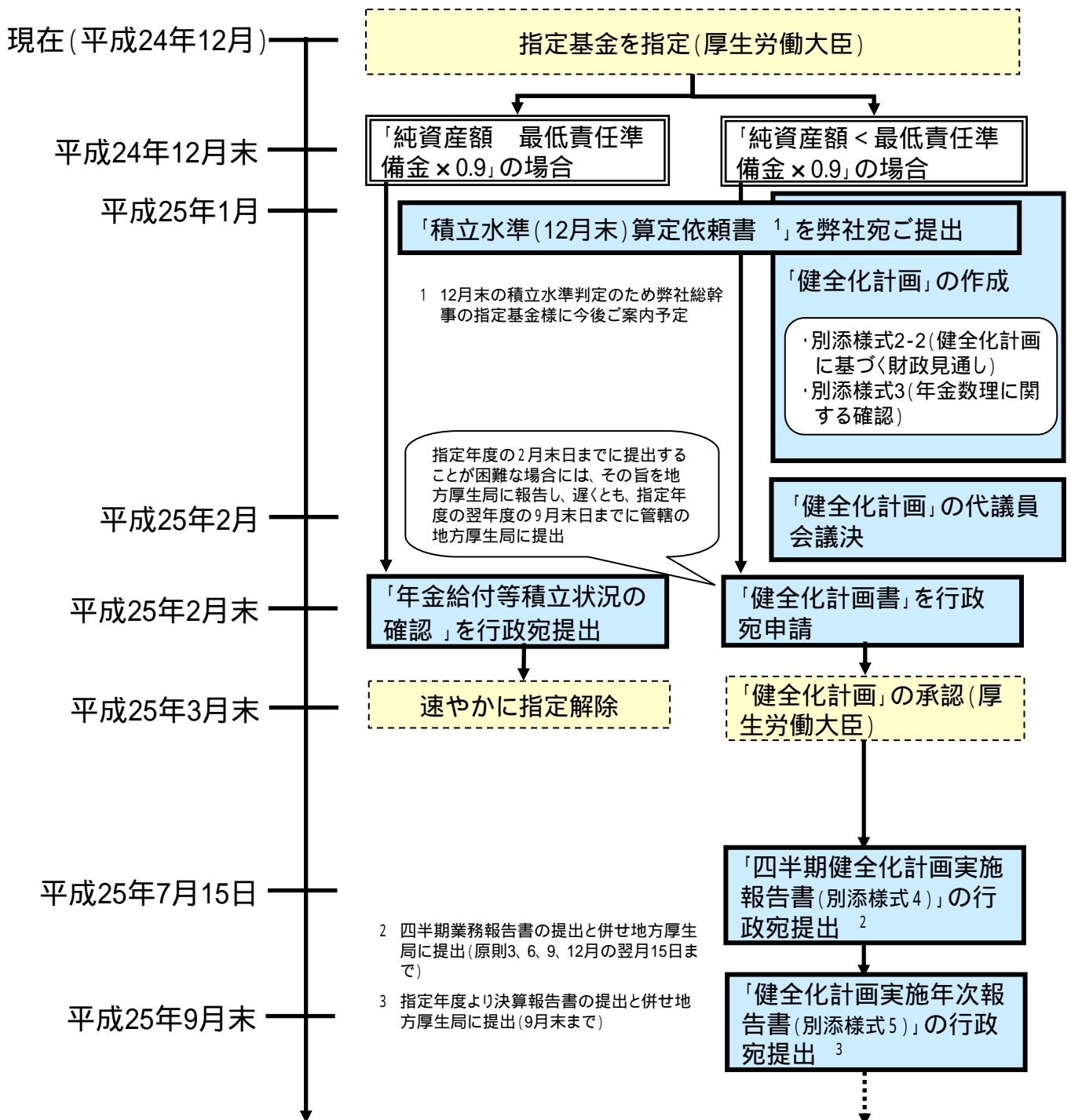
2. 指定基金の公表

2. 今後のスケジュール(平成24年度指定の場合)

基金が行うこと

行政が行うこと

弊社が行うこと



3. 運用ガイドライン(通知)等の見直し

3-1. 運用ガイドライン(通知)等の見直しに係る行政確認事項

➤ 運用ガイドライン等に係る省令通知改正に関する行政確認に対し、回答があった。

主な確認事項

1. 全般

該当箇所	意見・確認内容	行政回答
全般	今回の省令・通知改正は、今後、DB年金にも適用する予定か。	DB年金への適用は、現状、検討せず。 検討の場合も、 <u>厚年基金に係る改正をそのままDB年金に適用することはないと思われる</u> (公的年金代行の有無の違いがあるため)。
全般	今回の厚生年金基金規則等の改正において、基金規約へ追加規定が必要となる項目はあるか？	基本的に、規約に追加規定するものはなし。 ただし、個別基金によっては必要となる可能性あり(精査要)。
全般	全ての基金において今回の省令・通知改正の趣旨を正しく踏まえた運用基本方針が定められるよう、運用基本方針のモデルを示してほしい。	<u>厚労省は運用基本方針のモデルは提示せず。</u> 運用基本方針作成のポイント等は必要に応じてQ&A等で示していきたい。

3-1. 運用ガイドライン(通知)等の見直しに係る行政確認事項

2. 厚生年金基金規則の改正

該当箇所	意見・確認内容	行政回答
規則 【42条1項2号】	政策的資産構成割合の策定義務化は平成25年4月1日から施行されるが、平成25年4月1日時点で策定済でなければならないのか？ もしくは、平成24年度分の資産運用業務報告書に合わせて運用基本方針を提出するまで(平成25年9月30日まで)に策定済となれば良いのか？	<u>平成25年4月1日時点で策定済である必要有。</u>
規則 【42条3項】	「専門的知識及び経験を有する者」とは具体的にどのような者を想定しているのか？ 具体的に例示していただきたい。	例えば、政策的資産構成割合の策定実務の経験者や、その際必要となる金融経済の知識を有する者。 (徴収業務や給付業務の精通者でも運用に係る業務の知識経験がなければ、これに当たらない。)
	「専門的知識及び経験を有する者」に該当するかどうかは、(示される例を参考にして)基金において判断すればよく、特定の要件を満たすことが求められるものではないとの理解で良いか？	<u>左記の通り、基金判断で可。</u>
規則 【56条2項】	資産運用業務報告書は平成25年度分(平成26年9月30日提出)から新様式で、平成24年度分(平成25年5月15日提出)は旧様式でよいか。	左記の通り。 但し、運用の基本方針添付は旧様式での平成24年度分報告から適用。まとめると以下の通り。 【平成25年度】 <報告内容> 平成24年度の運用状況 <様式> 旧様式 <提出期限> <u>平成25年5月15日</u> <添付する運用基本方針> <u>平成25年4月1日時点で有効なもの</u> (改正後のガイドライン準拠) 【平成26年度】 <報告内容> 平成25年度の運用状況 <様式> 新様式 <提出期限> <u>平成26年9月30日</u> <添付する運用基本方針> <u>平成26年3月31日時点で有効なもの</u> (改正後のガイドライン準拠)

3-1. 運用ガイドライン(通知)等の見直しに係る行政確認事項

3. 通知「厚生年金基金の資産運用報告者の役割及び責任に関するガイドライン」

該当箇所	意見・確認内容	行政回答
ガイドライン通知 三(4)	伝統的資産、伝統的投資手法の定義を明確化されたい。 オルタナティブ投資に該当する投資商品の分類は基金判断か。	伝統的資産は内外債券・内外株式。伝統的投資手法は現物のロングポジション(買建て)。 投資商品の分類については、最終的に基金自身の判断によるべきもの。
ガイドライン通知 三(4)	オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選任に当たっての留意事項とされている、適正と認められる「認証基準等の取得状況」とは何か。 当項目は、任意に留意すべき事項であって、認証基準等の取得自体は必須ではないと考えられます。	SSAE16、ISAE3402、GIPS等を想定。 SSAE16 : 米国保証業務基準第16号による内部統制報告 (Service Organization Controls Reporting 16) ISAE3402 : 国際保証業務基準による内部統制報告 (International Standard on Assurance Engagements) GIPS : グローバル投資パフォーマンス基準 (Global Investment Performance Standards)
ガイドライン通知 三(9)	(運用に関する)知識・経験に応じた研修等について、知識・経験等の程度と、研修等の実施形態・内容は、明確な基準はなく、各基金判断でよいか。 企業年金連合会実施研修の他にはどのようなものが当たるか。	知識・経験等の程度と、研修等の実施形態・内容は、左記の通り、基金判断で可。 研修は企業年金連合会のほか、運用受託機関が実施するセミナー等も含む。
ガイドライン通知 三(10)	役職員の倫理規程(国家公務員倫理規程準拠)のモデルを示してほしい。 本規程の新設は予算代議員会付議後、4月1日までに実施するということが。	倫理規程に盛り込むべき内容の例をQ & Aで提示予定。 スケジュールについては、左記の通り。

3-1. 運用ガイドライン(通知)等の見直しに係る行政確認事項

4. 「資産運用業務報告書」全般

該当箇所	意見・確認内容	行政回答
資産運用業務報告書様式 1.(3)	政策的資産構成割合等の状況における「乖離許容幅」は、各基金が運用基本方針に定めるのか。 「乖離許容幅」の取扱いについて、明確化を求む。	各基金にて運用基本方針に定める。 取扱いはQ & Aで示す。
資産運用業務報告書様式 1.(3)	市場状況に応じて、運用機関が資産構成割合を機動的に変更する運用の場合、政策的資産構成割合の許容乖離幅が大きくなるがよいか(例えば0%~100%)	許容乖離幅は適切な大きさと設定すること。 但し、左記のような運用の場合、一時的に許容乖離幅を超過することは差し支えなし。 (弊社N型スイッチングバランス、下方リスク抑制型バランスなどが該当すると考えられます。)

3-2. 運用ガイドライン(通知)等の見直しに係るQ & A

➤ 運用ガイドライン等に係る省令通知改正に関する質疑応答について、厚生労働省にてQ & Aとして取り纏められた。

厚生労働省Q & A(抜粋)

ガイドライン 関連箇所	質問内容	行政回答
資産運用業務 報告書様式 /通知 規則【56条2項】	「運用基本方針」の提出は、平成25年度分の資産運用業務報告書(平成26年9月30日提出期限)への添付から行うことになるのか。	今回の資産運用規制の見直しにより、各基金では平成25年4月1日までに改正内容を反映した「運用基本方針」を作成していることになるため、規制見直しの趣旨を鑑み、基金規則とは別に、平成25年4月1日時点で有効な「運用の基本方針」の提出を別途お願いする。(課長通知で対応)
ガイドライン通知 三(4)	オルタナティブ投資に関して、外国籍私募投資信託等の海外のファンドを用いた投資を行う場合、「当該運用受託機関と資産管理機関及び事務受託機関との(略)人的関係や資本関係」とあるのは、どのような関係を言うのか。	オルタナティブ投資が外国籍私募投資信託等の海外ファンドを用いて行われる場合、当該ファンドの管理運用に係る海外の関係機関 <ul style="list-style-type: none"> ・受託会社(トラスティ) ・資産保管銀行(カストディアン) ・事務管理会社(アドミニストレーター) ・運用会社(インベストメント・アドバイザー) ・ファンド取扱証券会社 など、及び基金と直接契約を結ぶ運用受託機関等との人的関係や資本関係についてリスク管理の観点から、できる限り確認されなければならないと考えている。
ガイドライン通知 三(5)	不動産関連やヘッジファンド、プライベートエクイティ等の運用商品は、市場ベンチマークとして、広く認知されているものがないので、運用の定量評価に関して、「一般的に適正と認められる合理的な基準」を設定する必要はないと考えてよいか。	不動産関連やヘッジファンド、プライベートエクイティ等の運用商品は、必ずしも市場ベンチマークとして広く認知されているものは未だないと考えられる。また、一般的なアクティブ運用のようなインフォメーションレシオ等を評価尺度とした運用は行っていない場合も考えられる。 しかしながら、これらの運用商品においても、 <u>運用受託機関と協議の上、運用戦略等に照らして適切と考えられる基準を、「一般的に適正と認められる合理的な基準」に代わるものとしてできる限り設定し、それらを用いて定量評価等を行うことが望ましい。</u> 例えば、絶対収益追求型の運用商品であれば、ベンチマークとして円LIBOR+等を設定することなどが考えられる。 いずれにせよ、基金として、当該運用に関する説明責任を全うできるよう、できる限り適切な対応を行うことが求められる。

3-2. 運用ガイドライン(通知)等の見直しに係るQ & A

ガイドライン 関連箇所	質問内容	行政回答
ガイドライン通知 三(5)	厚生年金基金令第30条第1項または第3項において、信託契約または投資一任契約については、運用方法を特定するものを除くまたは投資判断の全部を一任することを内容としなければならないと規定されているが、基金としては、具体的にどのようなことに注意すべきなのか。	例えば、 <u>基金が運用受託機関に対し、運用方法として特定の金融商品を取得することを指示すること(注)は、運用方法を特定しないことまたは投資判断の全部を一任することに反するので、注意が必要である。</u> (注)当該金融商品(外国籍私募投信等)について投資一任契約を結ぶ運用受託機関が自社又は自社グループで構成している場合を除く。
ガイドライン通知 三(10)	研修に関する資格や要件は設けられるのか。	研修の実施形態や内容等について、行政が一律の規制等をつけることは適切ではないと考えており、 <u>研修に関する資格や要件等を設ける予定はない。</u>
ガイドライン通知 三(10)	基金の役職員の中には母体企業の社長等と兼務している非常勤の理事もいるが、他に所属する企業において倫理規程等がある場合には、基金の倫理規程の適用について、常勤役職員と異なる取扱いとしてもよいか。	母体企業の社長等と兼務している非常勤の理事等については、 <u>母体企業等において当該本人に対する倫理規程等が定められている場合には、基金の倫理規程の適用について、常勤役職員と異なる取り扱いとしても差し支えない。</u>
ガイドライン通知 六	資産運用委員会の委員に運用受託機関等の関係者が加わっている場合において、当該運用受託機関等を対象とした選任・評価を行わなければならない時、どう取り扱えばよいか。	資産運用委員会の委員に、 <u>選任・評価の対象となる運用受託機関等の関係者が入っている場合、利益相反のおそれのあるときには、当該委員が運用受託機関等の選任・評価の審議に加わることは適切ではない。</u> このような場合に対処するため、資産運用委員会に関する規程等で、当該委員を適宜審議から除外する旨をあらかじめ適切な形で設けておくことが望ましい。
ガイドライン通知 八	代議員会への報告の内容として掲げられている、「運用受託機関のリスク管理状況」とは具体的にどのような内容を意味するのか。	「リスク管理状況」は、例えば、トラッキングエラーの確認等による運用自体に係るリスク管理にとどまらず、ファンドマネージャーの離職状況の把握等による運用体制や運用事業運営に係るリスク管理等があげられる。 したがって、 <u>運用実績だけでなく、運用体制や事業運営等に関する情報等も確認した上、それらの内容を適切に代議員会へ報告することが求められる。</u>

3-2. 運用ガイドライン(通知)等の見直しに係るQ & A

ガイドライン 関連箇所	質問内容	行政回答
資産運用業務 報告書様式 / 通知	<p>資産運用業務報告書において、オルタナティブ投資を伝統資産の代替と位置づけている場合は、政策的資産構成割合(A)のオルタナティブ欄を0%と記載し、乖離許容幅の欄には各基金で定める許容幅、例えば、オルタナティブの投資上限を20%としていれば、「0%～20%」を記載してよいか。</p>	<p>オルタナティブ投資の位置付けについては複数の考え方があるが、AIJ事件で明らかになった運用管理の問題点等を踏まえ、運用の透明性を確保する観点から、オルタナティブ投資を行う場合は、政策的資産構成割合に「オルタナティブ」の割合が設定されていることを基本とする。</p> <p>具体的には、<u>オルタナティブに関する政策的資産構成割合を設定した上で(例えば10%)、投資上限を超えないような許容乖離幅(例えば5%～15%)を定めることになる。</u></p> <p>おたずねのように、政策的資産構成割合(A)のオルタナティブ欄を0%と記載することは不相当と考えられる。</p> <p>なお、資産構成割合のリバランスルールにおいては、オルタナティブ投資の特性(流動性の制約等)を考慮し、通常のリバランス実施対象から除外した取扱いとし、必要に応じて別途、オルタナティブに関する配分調整等を行うことも考えられる。</p>
資産運用業務 報告書様式 / 通知	<p>政策的資産構成割合が資産運用業務報告書の様式の資産区分に合わない場合はどのように記載すればよいか。</p> <p>例えば、 株式や債券の運用において、内外一体化した形で、「グローバル株式」や「グローバル債券」として政策的資産構成割合を定めている場合 代行部分および加算部分に対応する政策的資産構成割合をそれぞれ分けて、2つ策定している場合</p>	<p>資産運用業務報告書の趣旨は、基金の資産運用に関する基本的な情報(政策的資産構成割合、運用状況、運用実績等)について、行政として基金全体の概要を把握するためのものである。従って、原則として報告書の様式に従って、資産運用の状況を記載していただく必要がある。</p> <p>しかしながら、<u>基金で策定した政策的資産構成割合が様式の資産区分に合わない場合は、その管理区分を注記することにより、実態に即した形で適宜記載し、報告していただくことで差し支えない。</u></p> <p>例えば、<u>のようなグローバル運用の考え方で政策的資産構成割合を策定している場合、</u> 「1.(3)政策的資産構成割合等の状況」の欄は実態に即した形で適宜記入し、欄外に管理内容がわかるよう注記していただければよい。</p> <p>なお、<u>資産別残高等の運用実績については、報告書の趣旨に鑑み、様式に従って資産別の実績値を記入し、必要に応じて欄外に管理内容等を注記していただきたい。</u>例えば、「グローバル債券」であれば、「2.(1)資産別残高等」や「3.(3)資産別総合収益額、修正総合利回り等」等の欄は様式に従って、国内・外国別の実績値を記入していただきたい。</p> <p>一方、<u>資産運用業務報告書では、一つの基金におけるポートフォリオは全体として一つのものとして取り扱う必要があるため、</u> <u>のような場合については、「1.(3)政策的資産構成割合等の状況」の欄は、代行部分と加算部を一つにまとめた形で記入していただき、欄外に区分している内容等を注記していただくことになる。</u></p>

3-2. 運用ガイドライン(通知)等の見直しに係るQ & A

ガイドライン 関連箇所	質問内容	行政回答
<p>資産運用業務 報告書様式 / 通知</p>	<p>資産運用業務報告書における資産別残高等の欄について、以下の場合はどう記載すればよいか。</p> <p>主たる投資対象が決まっている運用商品については当該資産に計上してよいか。例えば、投資適格事業債を主たる投資対象とし、一部をハイイールド債に投資する場合、国内債券又は外国債券に分類することでよいか。</p> <p>為替オーバーレイの扱いはどうすればよいか。外貨建資産のヘッジやリスク管理を目的とした戦略であることから、ヘッジ等の対象となっている外貨建資産に基づいて記載することでよいか。</p> <p>ポータブルアルファ運用の扱いはどうすればよいか。この運用では、市場リスク量の調整を行う目的でデリバティブ等を活用しているため、「ベータ」投資する原資産に基づき分類し記載することでよいか。</p>	<p>ご質問にあるような場合の資産別残高等の欄の記載については、以下のように考えている。</p> <p>運用商品において、<u>主たる投資対象が伝統的な手法による伝統的資産への投資で、一部を限定的にオルタナティブ対象資産に投資する場合は、主たる投資資産に分類することで差し支えない。</u></p> <p><u>為替オーバーレイは、基本的に外貨建て資産に対して為替ヘッジやリスク調整を機動的に行う投資手法の一つと考えられるので、資産別残高等に係わる欄においては、ヘッジ等の対象となる原資産の残高等を記載し、総合収益額や利回り等については、対象原資産に分類して計上することで差し支えない。</u></p> <p><u>ポータブルアルファは、市場リスク量の調整(ある資産の市場「ベータ」を取り去り、他資産の市場「ベータ」に投資)を目的として、デリバティブ等を利用する限りにおいて、「ベータ」投資先の資産に基づき分類することで差し支えない。ただし、「アルファ」を追求するために、伝統的投資手法ではなく、ヘッジファンド等を利用する場合はその部分はオルタナティブ投資に該当すると考えられる。</u></p> <p>いずれにしても、上記のような運用を行う場合は、運用の基本方針において、基本的考え方や留意事項等を定めていることが求められる。</p>

3-2. 運用ガイドライン(通知)等の見直しに係るQ & A

ガイドライン 関連箇所	質問内容	行政回答
<p>資産運用業務 報告書様式 / 通知</p>	<p>資産運用業務報告書において、オルタナティブ投資商品は内容に関する選択肢の中から、基金が最も適切に該当すると考えるものを選んで記載すればよいか。 複数の運用戦略等を採用している商品で、主たる戦略等があってその内容が選択肢に有る場合は、その主たる戦略等をもって記載してよいか。</p>	<p>オルタナティブ商品の記載については、<u>運用内容をよく把握した上で、最も適切な内訳を【投資商品名】から選択して記載する。</u> 【備考】の表は参考情報としてオルタナティブ投資の実態を確認するものであり、表への記入は1つの欄に1つの内訳ずつとする。</p> <p>選択肢にない運用戦略等を内容とする商品の場合は、その内容に基づき、「. その他のヘッジファンド」「o. その他の不動産」「s. その他のプライベートエクイティ」「u. その他のコモディティ」又は、その他のオルタナティブ商品の「aa. その他」を選択し、【備考】の表に該当する種類の1行目に、. 等の選択した記号と当該商品名(運用戦略名)を簡潔に記載し、2行目以下に該当する数値を記入する。</p> <p>例えば「ロイヤリティー」投資のオルタナティブ商品であれば、「aa. その他」を選択し、【備考】の内訳表のその他オルタナティブの商品の1行目の欄に「aa. (ロイヤリティー)」と記載し、2行目以下に対応する適切な数値を記入する。</p> <p>なお、複数の戦略等を採用している商品で、それらが十分に分散されている場合は、「a. ファンド・オブ・ヘッジファンド」又は「h. マルチストラテジー」として記載してよく、主たる戦略等があってその内容が選択肢にある場合はその主たる戦略等の商品として記載して差し支えない。</p>

4. 受給者減額関連

4-1. 受給者減額を行う際の特例一時金支給による財政への影響

- 受給者減額を行う際の特例一時金支給による財政への影響確認について、厚生労働省より信託協会あてに連絡等があった。

直近の財政決算において、最低責任準備金 > 純資産である厚年基金が受給者減額を行う場合、減額対象者への書面等により特例一時金の受給予定者数を調査のうえ、財政への影響（特例一時金の受給状況を勘案した減額効果）を検証した資料を地方厚生局あてに提出することを必須とする。

受給者減額を行う際、受給者等のうち希望者に対して支給される、当該者に係る最低積立基準額相当分または減額相当分の一時金。

- 厚生労働省では、特例一時金の支給が多くなれば、厚年基金の財政悪化につながる恐れがあるため、受給者減額前に特例一時金の支給による財政への影響の把握を今まで以上に入念に行っていくこととした。
- 本件、事務連絡の発出は行わないが、地方厚生局あてには周知済みであり、当該資料等の詳細は、受給者減額の事前相談時に地方厚生局から指示することになる。

4-1. 受給者減額を行う際の特例一時金支給による財政への影響

➤ 受給者減額を行う際の特例一時金支給による財政への影響確認について、厚生労働省よりコメントがあった。

➤ 背景

受給者減額を行う際に、特例一時金支給の財政への影響を考慮することは、以前から当然に行っていたものと考えており、今般の指導は新たな負荷を課すものではない。

➤ 本件指導の対象

基本的には、直近の財政決算における代行割れ基金が対象である。

ただし、代行割れでない基金、ならびにDB年金においても、受給者減額を行う際には、当然、財政への影響を可能な限り正確に把握しているものと考えており、検討に用いられた資料等について確認する場合もあり得る。

➤ 調査対象

特例一時金の取得予定者数の調査は、統計的に正確さが一定程度担保されているものであれば、調査対象を一部とすることを認めることもあり得る。

ただし、例えば受給者減額に同意した者のみを調査対象とすることは、正確な状況を把握できないものと懸念する。(つまり、認められない公算大)

➤ 提出資料

特例一時金支給の財政への影響を検証した資料としては、例えば、

- ・ 事前の調査等に基づく特例一時金の支給の選択割合
- ・ 特例一時金の支給割合別の純資産額の将来予測(10年間程度)
- ・ 特例一時金の支給が想定を超えた場合の対応方針について

等が考えられるが、個別の基金の状況に応じ、上記以外にも必要な資料を作成すること。

➤ 資料の提出時期

特例一時金支給の財政への影響を検証した資料の提出時期は認可申請時とする。

特例一時金の取得予定者数の調査は、減額の同意書取得と同時に実施してもよい。

4-1. 受給者減額を行う際の特例一時金支給による財政への影響

▶減額変更の認可

特例一時金の影響で、受給者減額を行った場合に財政が大幅に悪化することが見込まれるときは、再検討を指導することもあり得る。

▶その他

特例一時金取得による、さらなる財政悪化を回避するために、以下の方法を認める。

特例一時金の支給の総額または取得者の割合に上限を設けておき、認可後に結果として当該上限を超過した場合に、

- ・ 給付減額を打ち消すような制度変更を行い、受給者減額を行わず、特例一時金の支給も行わない旨、あらかじめ受給者等に説明し、認可申請書類にも記載する。（遡及適用可）
- ・ 受給者減額を取り消し、特例一時金の支給も行わず、掛金、給付ともに変更前に戻す旨を規約に記載する。

4-2. 12月12日付日経記事「中小の厚年基金 財政健全化遅れ」について

➤ O B 年金減額のみが財政健全化の取組みではなく、その実施は負荷がかかるため、件数は少ない。

～以下、メールマガジン「12月12日付日経記事『中小の厚年基金 財政健全化 遅れ』について」転載～

標記記事は「O B 年金の減額を行った厚年基金は全体の1割未満であり、財政健全化の取組みが遅れている。」という内容ですが、3点コメントいたします。

・O B 年金減額のみが財政健全化の取組みなのか？

財政健全化の取組みは、現在多くの厚年基金で行われているところですが、財政健全化策として、先ず次のようなものがあります。

1. 予定利率引き下げ・財政上の積立不足の解消・未償却過去勤務債務の償却期間短縮といった掛金引き上げ策
2. 給付水準の引き下げ・保証期間の延長・終身部分の減額といった加入員に係る給付抑制策

上記策を検討しても財政が健全化しない、あるいは、掛金引き上げが実質困難といった場合に、O B 年金に手を付けるという順序が一般的な流れになります。したがって、O B 年金減額検討の前に、様々な手段の検討があるはずであって、実際に財政健全化に向けて多くの厚年基金が取組まれているものと考えられます。

・なぜO B 年金減額した厚年基金の割合が少ないのか？

これは、O B 年金減額が法令通知上、原則不可であることによるものと考えられます。O B 年金減額は、制度存続のため真にやむを得ないと認められ、事業主、加入員及び受給権者(O B)の三者による協議の場を設けるなど受給権者等の意向を十分に反映させる措置が講じられた上で、次の手続きが必要になります。

1. 事前に給付設計の変更に関する十分な説明と意向確認を行っていること
2. 全受給権者の2/3以上の同意を得ていること
3. 希望する者は、当該者にかかる最低積立基準額に相当する額などを一時金(特例一時金)として受け取ることができる措置を講じること

これらの手続きのうち、「3.」は本年9月に通知が改正され、緩和措置が施行されました。内容は、特例一時金に選択一時金や年金現価などの選択肢が加わったこと、減額対象者の受給権者全員が同意している場合は特例一時金の選択肢を不要とすることが可能とされたことです。

しかしながら、手続き全体で考えると、改正後も厚年基金や事業主にとっては負荷がかかる内容です。さらに、最近厚生労働省より、代行割れしている厚年基金がO B 年金減額を行う場合、特例一時金の受給予定者数を調査の上、財政への影響を検証した資料を提出することが必須とされました。

特例一時金については、多数の受給権者がその請求を申し出た場合、年金資産から多額の一時金が支給されるため、減額前より却って財政が悪化する可能性のある点もご留意いただく必要があります。

また、数年前まで、厚生労働省が厚年基金から出されたO B 年金減額の認可申請を却下していた時期がありました。

以上のように元々O B 年金減額は相応の負荷がかかるものですので、件数が少ないのは当然のことと考えられます。

4-2. 12月12日付日経記事「中小の厚年基金 財政健全化遅れ」について

・DB年金ではOB年金減額は多いのか？

記事では、DB年金は、OB年金減額は厚年基金より普及しているとも取れる内容になっています。確かな統計がある訳ではありませんが、OB年金の減額を行ったDB年金の割合はそれほど多くないものと推察されます。

理由は、手続き面での事業主等への負荷が厚年基金の場合とほぼ同様であるため、認可(承認)申請するケースが少ないからだと考えられます。

5. 平成25年度の予定利率の見込み



5-1. 平成25年度の下限予定利率の見込み

- 平成25年度の厚年基金およびDB年金における継続基準の下限予定利率は0.8%（平成24年度は1.1%）となる見込み。

～以下、メールマガジン「平成25年度の下限予定利率の見込みについて」転載～

平成25年度の厚年基金およびDB年金における継続基準の下限予定利率が0.8%（平成24年度は1.1%）となる見込みとなりました。

平成24年12月発行の10年国債の応募者利回りが決定したことに伴い、平成24年の年平均利回りが0.86%となったことによります。

通例は平成25年3月末を目途に、厚年基金については通知の改正、DB年金については告示の改正が行われ、正式に下限予定利率が改正されることとなります。

なお、下限予定利率は10年国債の直近5年間の平均利回り、または10年国債の直近1年間の平均利回りのいずれか低い率を基準に設定されます。

5-2. 平成25年度の非継続基準の予定利率の見込み

➤ 平成25年度の厚年基金、DB年金における非継続基準の予定利率が2.13%（平成24年度は2.24%）となる見込みとなった。

～以下、メールマガジン「平成25年度の非継続基準の予定利率の見込みについて」転載～

平成25年度の厚年基金、DB年金における非継続基準の予定利率が2.13%（平成24年度は2.24%）となる見込みとなりました。

予定利率は30年国債の直近5年間の平均利回りを勘案して設定されております。

12月6日、平成24年12月発行の30年国債の応募者利回りが決定したことに伴い、平成24年の年平均利回りが1.909%となり、直近5年間の平均利回りが2.131%となります。よって、予定利率は上記の見込みとなりました。

通例は平成25年3月末を目途に、告示の改正が行われ、正式に予定利率が改正されることとなります。

なお、平成25年度の予定利率が2.13%の場合、一定の手続きを前提に予定利率を1.704%～2.556%の間で設定することも可能です。

厚年基金および基金型DBにおいては、代議員会の議決
規約型DBにおいては、被保険者等の過半数で組織する労働組合の同意
(当該労働組合がない場合は被保険者等の過半数を代表する者の同意)

6 . 社会保障・税一体改革関連

6-1. 社会保障・税一体改革関連(継続審議)法案成立

- 11月16日、参議院本会議にて、社会保障・税一体改革に関する年金関連2法案が民主・自民・公明党等の賛成多数で可決・成立した。

年金関連の成立した法案は、先の通常国会で継続審議とされた 国民年金法改正法案¹、年金生活者支援給付金法案²の2法案です。

法案のポイントは、以下のとおりです。

➤国民年金法改正法案

年金特例公債の発行により基礎年金の国庫負担2分の1とする。

公的年金の特例水準と本来水準の差である2.5%分を段階的に解消。

➤年金生活者支援給付金法案

低所得の年金受給者に、最大月額5千円の支給。

1 正式名称は「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」

2 正式名称は「年金生活者支援給付金の支給に関する法律案」

1. 国民年金法改正法案

	項目	内容	施行時期
1	平成24・25年度での年金特例公債発行	<ul style="list-style-type: none">平成24、25年度について、年金特例公債(つなぎ国債)により、基礎年金国庫負担割合2分の1との差額を負担。平成24、25年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算。	公布の日又は特例公債法の「年金特例公債の発行規定」の施行日のいずれか遅い日
2	特例水準の解消	<ul style="list-style-type: none">世代間公平の観点から、物価スライド特例分を平成25年度から27年度の3年間で解消。具体的な実施時期と解消幅は以下のとおり。 平成25年10月～： 1.0% 平成26年 4月～： 1.0% 平成27年 4月～： 0.5%	平成25年10月1日

6-1. 社会保障・税一体改革関連(継続審議)法案成立

2. 年金生活者支援給付金法案

項目	内容	施行時期
<p>低所得者への年金額加算に代わる新たな給付措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> •低所得の年金受給者に対して、老齢年金生活者支援給付金を支給する。対象者:約500万人 基準額(月額5千円、物価指数により変動)に納付済期間(月数)/480を乗じて得た額の給付。 免除期間に対応して、老齢基礎年金の満額の6分の1相当を基本とする給付。 •低所得者の基準を超える者でも、補足的な給付を行い、所得の逆転を生じない措置を行う(補足的老齢年金生活者支援給付金という)。 対象者:約100万人 •一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者にも月額5千円が支給される(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円)。対象者:約190万人 •支払事務は、日本年金機構が行い、年金と同様に2ヶ月毎に支給。 低所得者とは、住民税の非課税世帯で年金を含む年収が老齢基礎年金の満額(平成27年度で77万円)以下の者(政令で定める)。 	<p>平成27年10月1日</p>

6-2. 第1回社会保障制度改革国民会議開催

➤ 社会保障制度改革推進法に基づく「社会保障制度改革国民会議」の第1回会合が開催された。

～以下、メールマガジン「第1回社会保障制度改革国民会議開催について」転載～

11月30日(金)に掲記会議の初会合が開かれたことが、各種報道されております。この会議は、8月に成立した社会保障制度改革推進法に基づき、民主・自民・公明の3党合意もあり設置が決まったものです。

公布の日(8月22日)から1年以内で審議することになっており、2013年8月までに結論を得る必要があります。メンバーは20人以内で国会議員を含めることが可能としていましたが、実際は、有識者15人で始まりました。

テーマは、医療、介護、年金、少子化対策の4つです。年金では、今後の公的年金改革および現行制度の改善が検討されると思われます。

一体改革の残されたテーマである、デフレ下でのマクロ経済スライドの在り方、支給開始年齢の引き上げや所得比例年金と最低保障年金の組み合わせによる新しい年金の検討などが、具体的テーマになるかどうか注目されます。

7. 改正高年齢者雇用安定法の政省令・指針案の公表

7. 改正高年齢者雇用安定法の政省令・指針案の公表

➤ 改正高年齢者雇用安定法の政省令・指針案が公表された。

～ 以下、メールマガジン「改正高年齢者雇用安定法の政省令・指針案の公表」転載～

10月3日付日経新聞5面に、「定年後雇用に一部例外」の見出しで、標記法律の指針案の公表について報道されています。これは、8月29日に成立した標記法律について、昨日の労働政策審議会・雇用対策基本問題部会で政省令・指針案の検討が行われ、その中で提示された指針案を紹介しているものです。なお、この改正法は、65歳までの希望者全員の雇用確保(経過措置あり)の義務化を行うものです。

衆議院での3党合意による法案修正により、業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度の取り扱いを含めて、実施・運用について別途指針を定めるとされました。どこまで企業に配慮して雇用延長対象者の除外範囲が規定されるか注目されていました。

指針案では、継続雇用しない場合の留意点として、下記を挙げています。

- ・心身の故障のため業務に堪えられないと認められること、勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果しえないこと等就業規則に定める解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く)に該当する場合。
- ・解雇や退職の規定とは別に、就業規則に規定可能。労使協定でも可能。
- ・解雇事由又は退職事由とは異なる運営基準を設けることは、改正法の趣旨を没却(「無視すること」の意味)する恐れがある。
- ・継続雇用しないことについては、「客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であること」が求められる。

この指針案の他に、雇用される企業範囲について、親子会社間、親子会社から関連会社での雇用などへの拡大も規定されています。

これらの政省令・指針案は、労使の代表を含む当部会です承されました。

今後のスケジュールとしては、今回の政省令等を30日以内の期限内でパブリックコメント募集が行われると共に、10月下旬以降に開催予定の職業安定分科会に報告・了承を受け、早ければ11月初旬に正式なものとなると予想されます。

厚生労働省としては、労使交渉に必要な時間を考え、手続きを急ぎたい意向のようです。

【補足】

11月9日および12月5日、上記内容の政省令・告示(指針)が公布され、平成25年4月1日から施行されることとなりました。

8 . 平成24年10月 ~ 平成24年12月の年金ニュース

8. 平成24年10月～平成24年12月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成24年10月	・受給者減額を行う際の特例一時金支給による財政への影響確認について【厚年】 (No.317)				
	・運用ガイドライン(通知)等の見直しに係る行政確認事項【厚年】 (No.318)				
平成24年11月	・厚生労働省「厚生年金基金制度の見直し(試案)の提示【厚年】 (No.319)				
	・受給者減額を行う際の特例一時金支給による財政への影響確認について(続報)【厚年】 (No.320)				
	・社会保障・税一体改革関連(継続審議)法案成立について【厚年、DB】 (No.321)				
平成24年12月	・運用ガイドライン(通知)等の見直しに係るQ & Aについて【厚年】 (No.322)				
	・指定基金の公表【厚年】 (No.323)				

9. 本資料関連の平成24年10月～平成24年12月のMUTB年金メールマガジン一覧



9. 本資料関連の平成24年10月～平成24年12月のMUTB年金メールマガジン一覧

	メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成24年10月	・改正高年齢者雇用安定法の政省令・指針案の公表【厚年、DB】				
	・「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部決定事項」に対する、信託協会の申入れについて【厚年、DB】				
	・未公開株投資を行う運用受託機関等に対する行政処分について【厚年、DB】				
	・「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の設置について【厚年】				
	・厚年基金の存廃を巡る新聞報道について【厚年】				
平成24年11月	・第1回 厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催について【厚年】				
	・厚年基金制度に関する日本年金数理人会の意見表明について【厚年】				
	・第2回 厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催について【厚年】				
	・「厚生年金基金制度の見直し」に係る信託協会の意見提出について【厚年】				
	・第3回 厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催について【厚年】				
平成24年12月	・第1回 社会保障制度改革国民会議開催について【厚年、DB】				
	・平成25年度の下限予定利率の見込みについて【厚年、DB】				
	・平成25年度の非継続基準の予定利率の見込みについて【厚年、DB】				
	・第4回 厚生年金基金制度に関する専門委員会の開催について【厚年】				
	・12月12日付日経記事「中小の厚年基金 財政健全化 遅れ」について【厚年】				

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部
03-6214-6368
(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))